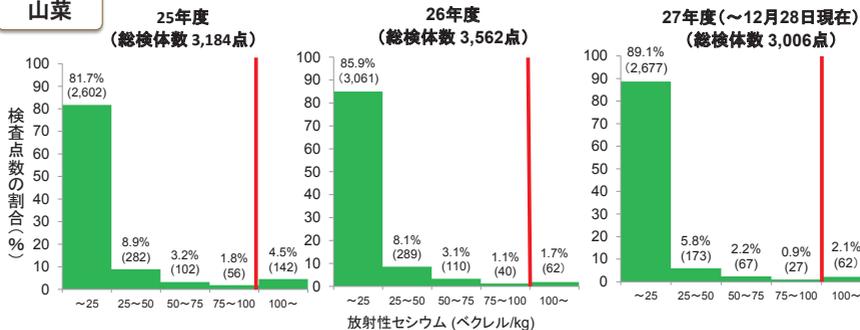


- 平成25年度以降も基準値超過が見られるため、出荷管理を徹底するよう指導。
- 出荷制限指示(平成27年12月28日時点)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等): 7県(100町村)
 - 野生きのこ: 10県(109市町村)

山菜



(注)・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

山菜、野生きのこについては、栽培管理ができないこともあり、平成25年度以降も基準値を超えるものが見られています。基準値を超えた地域については出荷制限等の措置が行われており、こういった地域の山菜等は出荷管理を徹底するよう指導しています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日